

要 注 意

令和2年(2020年)4月

携帯電話等中継基地局の設置に関するお知らせ

鎌倉市

各地縁団体(自治会・町内会)の区域内に携帯電話等の中継基地局の設置計画がされた場合、地縁団体代表の方に事業者が説明に伺います。

各地縁団体内で周知をどのように実施するかは、地縁団体の自主的な判断となりますが、事業者は必要に応じ、周知に必要な資料として「計画について記載された資料」「基地局から発信する電波に関するパンフレット」「工事中の安全対策を記した書面」等を提供することになっております。

紛争の未然防止のため、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

ご不明の点がある場合は、市民相談課までおたずねください。

《問い合わせ先》

共創計画部市民相談課 電話 0467-61-3864

【条例について】

この条例は、携帯電話等の中継基地局の設置に伴う市民と事業者との紛争の未然防止を目的として平成22年4月1日に施行されました。

条例では、携帯電話等の事業者が市内で携帯電話等の中継基地局を設置しようとするときには、計画の概要を事前に、基地局の高さの2倍の範囲の(建築物に設置する場合は地上からの高さの2倍の範囲で、建築物の敷地に隣接する)近接住民に説明すること、また、近接住民が属する地縁団体(自治会・町内会)を代表する者に説明し、周知に努めることを規定しています。

また、施行規則で、地縁団体の代表者への説明は、原則として訪問することにより行うことを定め、事業者は地縁団体から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催することを規定しています。

(説明する事項は、規則第4条第2項で(1)携帯電話等中継基地局の設置計画の内容(2)携帯電話等中継基地局から発信する電波に関する事項(3)工事中の安全対策と規定しています)

【裏面にフロー図があります】